

基安労発第 0411001 号  
平成 18 年 4 月 11 日

独立行政法人 労働者健康福祉機構  
産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課長  
(公印省略)

都道府県産業保健推進センターにおける改正労働安全衛生法等  
の産業保健関係者に対する周知について (依頼)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律が平成 17 年 11 月 2 日に公布され、  
一部の規定を除き本年 4 月 1 日から施行されたところです。

また、本年 3 月 31 日までに関係政省令及び関係告示等が制定されるととも  
に、厚生労働省から関連通達が発出されております。

今般のこれらの改正内容は長時間労働者に対する医師による面接指導制度の  
導入等、労働者の健康確保に関しきわめて重要な内容となっております。

つきましては、貴機構各都道府県産業保健推進センターにおける改正内容の  
産業保健関係者に対する周知について特段のご配慮をお願いいたします。